「第２期 近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画（素案）」の策定に係る パブリックコメント実施要領

本市においては、令和４年６月に「近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画」を策定し、市民一人ひとりの主体的な学びの支援や、学びの成果を地域づくりにつなげる「全員参加型社会」の実現に向けて教育施策・生涯学習施策に取り組んできました。

現行計画の計画期間が令和８年度で終了することから、人口減少や少子高齢化、デジタル化・AI 技術の進展といった社会情勢の変化やこれまでの成果・課題、また令和８年４月策定の「第３期 近江八幡市教育大綱」との整合を踏まえ、「第２期 近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画（素案）」を作成いたしました。

つきましては、市民の皆様より広くご意見やご提案をいただくため、下記の要領でパブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

１．公表する資料

第２期 近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画（素案）

２．資料の公表場所

（１）近江八幡市ホームページ
（２）市役所情報公開コーナー（近江八幡市役所１階）
（３）総合支所情報公開コーナー（安土町総合支所１階）
（４）教育委員会事務局 生涯学習課（近江八幡市役所２階）
（５）各学区コミュニティセンター
（６）近江八幡図書館及び安土図書館

３．意見の募集期間

令和８年１１月１２日（木）～令和８年１２月１１日（金）午後５時００分 ≪必着≫

４．意見の提出方法及び提出先

（１）郵送

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地
近江八幡市教育委員会事務局 生涯学習課

（２）電子メール

045000@city.omihachiman.lg.jp

※上記「２．資料の公表場所」（（４）を除く）では提出いただけません。

※原稿の返却はいたしません。

５．意見を提出できる方

（１）近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方

（２）近江八幡市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

６．留意事項

ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。なお、個人情報について公表することはありません。また、電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

（１）件名：「第２期 近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画（素案）への意見」

（２）記載必要事項：住所（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）、名前、電話番号、意見内容

（３）言語：ご意見は、日本語で提出してください。

【書式例】

近江八幡市教育委員会事務局 生涯学習課 あて

件　名：「第２期 近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画（素案）への意見」
住　所：（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）
名　前：
電話番号：
意　見：（項目「○○について」、ページ番号・行数、意見内容、参考資料名等、どの部分に対するご意見なのか分かるように明記ください）

７．意見に対する考え方の公表

・提出いただいたご意見については要旨を取りまとめ、市の考え方と併せて、市ホームページ、情報公開コーナー及び生涯学習課にて公表します。

・類似のご意見については、集約させていただくことがあります。

・匿名のものや本件と関係ないと思われるご意見に対しては、考え方が示せませんのでご了承ください。

・提出いただいたご意見に対して、個別の回答はできません。

・提出いただいたご意見の原稿は返却しません。

・提出いただいたご意見を参考にして修正のうえ、市の計画として最終決定し、公表します。

８．問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

近江八幡市教育委員会事務局 生涯学習課

電話：0748-36-5533

ファックス：0748-36-5565